

農業の6次産業化を促進するための指針

平成28年2月

令和3年3月一部改正

埼玉県

この指針は、本県の「埼玉県5か年計画」に掲げられている「6次産業化及び農商工連携による農産物の高付加価値化の支援」及び「埼玉県農林水産業振興基本計画」に掲げられている「農業の6次産業化（以下、「6次産業化」という。）の促進」について、農林漁業者（以下「農業者」という。）への支援などの取組に係る指針として県が策定するものです。

また、この指針は食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）に定める「都道府県戦略」に当たるものとします。

※ 「6次産業化」とは、農業者が、農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、新たな付加価値を生み出す取組（1次×2次×3次＝6次産業化）をいう。

6次産業化は、農業者が1次から3次まですべて単独で取り組む「単独型」と、2次、3次と連携して取り組む「連携型」に大別される。

1 農業及び6次産業化についての現状と課題

（1）農業における現状と課題

ア 現状

本県では冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢に合った特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

特に、さといも、ねぎ、ほうれんそう、こまつななどの野菜やパンジー、洋ランなどの花きは全国トップクラスの産出額を誇っているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります。

一方、農業従事者の減少や高齢化等を背景に、一戸当たりの経営規模は拡大し、担い手となる農業法人や大規模農家は着実に増加しています。

イ 課題

農業の担い手を確保するため、新規就農者の確保・育成に加え、規模拡大志向農家や農業法人等への経営力向上・雇用創出支援、女性農業者や農業参入企業など多様な担い手の育成が必要です。

また、埼玉県産の農産物が消費者に選ばれるよう、認知度を高めていく必要があります。

(2) 6次産業化における現状と課題

ア 現状

(ア) 農業者の取組状況

本県の食料品製造業出荷額は、全国第2位の1兆9,021億円(2019年工業統計表：経済産業省)であり、全国有数の「食品産業立地県」です。

一方、平成30年度に本県において、6次産業化(農産物加工)に取り組んでいる事業者は520経営体、年間の販売金額は105億8千万円で、全国順位はそれぞれ第19位、第25位となっています(令和2年6月30日公表6次産業化総合調査：農林水産省)。

同調査による年間の販売金額別にみた経営体数の割合は表1のとおりであり、100万円未満及び500万円以上の割合が多くなっています。特に500万円以上の経営体数の割合は68.5%で全国第1位となっており、6次産業化による収益が比較的大きい農業者が順調に育っています。

一方で、100万未満の収益が小さい農業者の割合も一定数あり、おもな支援対象となっています。

支援対象は比較的規模の小さい農業者が多く、農業生産と食品製造の両立に苦慮しています。また、加工食品の製造や販売は、農業分野と専門性が異なるため、知識や経験が不足しています。

表1 販売金額別経営体数割合(平成30年度)

単位：%

販売金額	100万円未満	100~500万円	500万円以上
経営体数割合	24.3	7.1	68.5

(イ) 県の支援状況

本県では、農業ビジネス支援課及び農林振興センターの9か所に6次産業化サポートセンターを設置し、普及指導員を中心として農業者に対する6次産業化の取組を支援する体制を整えています。

県の支援により、新たに6次産業化に取り組む農業者は増えており、平成

26年度から令和元年度までに県の6次産業化事業計画を作成した農業者は、160事業者となっています。

また、平成23年度から令和元年度までに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）」に基づく総合化事業計画を作成し国の認定を受けた農業者は、22事業者となっています。

全国の総合化事業計画の認定状況は2,571件となっており、本県の認定件数は全国第43位と少ない状況です。

平成28年度から令和元年度までに「新たに農業の6次産業化により開発された商品数」は、表2のとおり252品目となっています。

表2 新たに農業の6次産業化により開発された商品数 単位：品目

年 度	H28	H29	H30	R1	合計
商品数	60	52	77	63	252

開発された商品252品目の内訳（分類）は、ドレッシングなどの調味料が40品目、洋菓子37品目、アイス類35品目、飲料33品目、ジャム類32品目、野菜等加工品25品目、和菓子17品目、漬物10品目、麺類7品目、その他16品目となっています。

イ 課題

- (ア) 全国有数の食品産業立地県である強みを生かし、農商工連携や食品産業と連携した6次産業化の取組が活発に行われるようマッチングの機会を増やすことが重要です。
- (イ) 6次産業化に取り組もうとする農業者や、取り組み始めて間もない農業者に対しては、事業計画の作成から実践まで課題に応じたきめ細かい支援が必要です。
- (ウ) 農業法人などによる比較的規模の大きい取組については、特に経営改善の視点から専門的な助言や支援が必要となります。
- (エ) 売れる商品づくりを実現するため、マーケットインの視点で商品開発を支援していくことが求められます。

(オ) 開発された商品の販売を促進し、農業収益の向上を図るため、商品PRや販路開拓の支援が必要です。

2 6次産業化の取組方針

6次産業化における現状と課題を踏まえ、次の3つの取組方針を定めます。

(1) 農業経営の改善・向上を図るための事業計画等の作成及び実践支援

(2) 異業種や地域の多様な事業者と連携した6次産業化の取組推進

(3) 売れる商品づくりと販路開拓の支援

3 6次産業化推進の成果目標

新たに農業の6次産業化により開発された商品数（令和3年度～令和7年度）

目標値 250品目（50品目／年）

4 本県の特徴を生かした6次産業化商品の開発及び販路開拓等の方向性

(1) 食料品製造業が盛んな本県の強みを生かし、「連携型」の6次産業化の取組を中心に支援していきます。

(2) 大消費地にある野菜や米麦など多彩な農産物の産地としての強みを生かし、自家直売所等での販売を中心としつつ、県内や近隣都県への販路拡大も視野に入れた6次産業化商品の開発を支援していきます。

(3) 商談会の開催や異業種交流会等を通じて、県内や近隣都県での販売に向けた販路開拓の支援を行います。

5 6次産業化事業体の将来像

(1) 食料品製造業が盛んな本県の特徴を生かし、食品加工業者等との連携による「連携型」の6次産業化に取り組む農業者が増えています。

(2) 大消費地にある多彩な農産物の産地としての本県の強みを生かし、県内・近隣都県の小売店等と連携した6次産業化商品の販売や、収益力の高い「単独型」の6次産業化に取り組む農業者が増えています。

6 6次産業化に取り組む農業者を支援する施策

- (1) 経営ビジョンを明確にするための事業計画の作成を支援するとともに、計画の実現に向けた経営改善や6次産業化に取り組む上での課題解決について、専門家の派遣等を通じて支援します。
- (2) 異業種交流会の開催により、農業者と食品加工業者、流通・販売業者等のマッチングを支援し、農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発や販路開拓など「連携型」の6次産業化の取組を促進します。
- (3) 商品コンテストの開催や専門家の派遣等による販路開拓の伴走支援を通じて、商品のブラッシュアップや農業者の商談能力向上を図り、販売力を強化します。
- (4) インターネットの通販サイトや百貨店、高速道路のサービスエリア等での6次産業化商品の販売を支援し、農業収益の向上を図ります。
- (5) 県内の農業者や食品関連事業者と県内外のバイヤーによる商談会を開催し、県産農産物や県産農産物を利用した加工食品等の販路開拓を図り、新たなビジネスチャンスを創出します。

7 国等の支援施策の活用

6次産業化サポート事業を活用し、自ら経営改善目標を掲げる農業者に6次産業化プランナーを派遣し、課題解決や目標達成に向け支援を行います。

また、食料産業・6次産業化交付金を活用し、地域ぐるみで6次産業化に取り組む農業者や市町村に対し、新商品開発や販路開拓の取組、それに必要な加工・販売施設等の整備、市町村戦略の策定に係る取組等への助成を行います。

8 指針の効果検証及び見直しに関する取組

埼玉県6次産業化推進連絡会議を開催し、施策の取組状況、成果目標の達成状況等について検証を行うとともに、必要に応じて指針の見直しについて協議を行います。